

「LEC 新合格講座使用教材 演習問題（厚年法） 第3回」から
第44回社労士試験【択一式】厚年法・問3 - D肢の出題が **的中** しました！！

LEC教材掲載内容（抜粋）

新合格 演習 第3回 P. 5～6 (RU12356)

C 老齢厚生年金と障害基礎年金が併給される場合において、当該障害基礎年金について加算の対象となる子があるとき（加算額の全額につき支給を停止されるときを除く）は、当該子に係る加給年金額は支給停止される。

(⇒○)

本試験出題はこうでした！

択一式 厚生年金保険法 問3 D肢

D 老齢厚生年金と障害基礎年金の併給について、受給権者に子がある場合であって、障害基礎年金の子に対する加算額が加算されるとき（当該子について加算する額に相当する部分の全額につき支給を停止されているときを除く。）は、老齢厚生年金の当該子に対する加給年金額に相当する部分を支給停止する。

(⇒○)

的中!